

鳥獣捕獲申請にあたっての注意点

必ずお読み下さい

(問合せ先)

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市中区三の丸三丁目 1-1

名古屋市役所西庁舎 5F

Tel 972-2499 Fax 972-4141

はじめに

いわゆる「有害鳥獣駆除」は、野生鳥獣が生活環境を悪化させる場合や農林水産物などに被害を与える場合に、防鳥網・防護柵の設置、忌避剤・器具の使用、追い払い等、捕獲以外の方法では被害を防止できないときに、原則として禁止されている野生鳥獣の捕獲等を、例外として許可を受けて捕獲等を行うことができる制度です。

愛知県から権限移譲されている限定された57種の野生鳥獣が捕獲申請の対象となりますが、カワラバト(ドバト)・ハシボソガラス・ハシブトガラス・ヌートリア・アライグマ等、生息数が多く被害の大きな種以外の鳥獣については環境保全・健全な生息数維持等の観点から慎重な取扱が求められています。

許可を受けて捕獲等を実施される方は許可証記載事項を遵守するとともに、動物愛護法などにも留意し、捕獲実施から捕獲後の鳥獣の処置まで、自らの責任で行なっていただくことになります。

以下に申請者（または依頼者）の管理地内（名古屋市内）での捕獲をする場合の鳥獣捕獲許可申請書の記入上の留意点をお示しします。

なお、名古屋市長あての鳥獣捕獲許可申請手数料は無料です。

（申請書は、名古屋市公式ウェブサイトからのダウンロードのほか、名古屋市緑政土木局都市農業課、北区（楠支所）、西区（山田支所）、中川区、港区（南陽支所）、守山区、緑区、天白区の農政担当窓口でお渡しします。）

1 申請者

必ず、捕獲等を実際に行なう人の住所・氏名・生年月日・職業を記入してください。電話番号についてはご自宅他、勤務先又は携帯等日中に連絡が可能な番号をお願いします。なお、捕獲を他人に依頼する場合は依頼書を、複数名で捕獲を行う場合は、申請者（従事者）名簿を所定の様式により、別途作成ください。許可を受けた人以外の人に捕獲を委託・代行させることはできません。会社等、組織として捕獲を行う場合は、会社等の住所、会社名、代表者名もあわせて記入してください。

2 申請書の記載について

(1) 捕獲等（卵の撤去も含む）をしようとする鳥獣の種類と数

捕獲しようとする鳥獣の種類と数を記入してください。数は、被害を防止するための必要最小限の数（頭・羽）としてください。

種類によっては数に制限があるものがあります。

(2) 目的

「**対処捕獲**」を選択ください。

通常の有害鳥獣捕獲はすべて「**対処捕獲**」の扱いとなります。

「**予察捕獲**」とは長期的な計画のもと、捕獲によって当該鳥獣の生息数自体を調整していく場合のことをいいます。

(3) 期間

基本的に**空欄**でお願いします。具体的に捕獲等を実施したい期間(最長 60 日まで)がある場合は記入してください。ただし、事務手続きに 1 週間程度かかりますので、具体的な期間がお決まりの場合は 1 週間前までには申請ください。

(4) 区域

捕獲を実施する場所の所在地を記入してください。

(5) 捕獲後の処置

「**埋却**」「**焼却**」等、捕獲した鳥獣が被害発生を繰り返さない処置方法を記入してください。

(6) 空欄のままで結構です

(7) 捕獲方法(銃器を使用しない場合)

「**捕獲箱**」「**手捕り**」等、捕獲方法を記入してください。

狩猟免許の対象になる猟具を使用するときは狩猟免許が必要です。

なお、名古屋市内は全域銃猟禁止区域です。

(8) 狩猟免許

捕獲方法に応じた狩猟免許をお持ちでしたら、記入してください。

(9) 生息状況

記入例を参考に、生息状況を記入してください。

(10) 被害の実情

記入例を参考に、被害の実情を記入してください。

(「**糞害**」「**農作物の食害**」等)

生活環境悪化の場合には、金額の算定は必要ではありません。

(11) 事由の証明

表面の申請者と同じ住所・氏名・職業を記入してください。

ただし、依頼による申請の場合は申請者（捕獲をする人）ではなく、依頼者の住所・氏名・職業を記入してください。

3 添付書類

- ・ (4)に記入した場所を示す図(住宅地図などに印した物等)
- ・ (7)に記入した用具を具体的に示す図面(用具の写真・設計図等)
(手捕りのときは不要)

＊許可証の郵送をご希望の方は、切手（簡易書留分もあると望ましい）を貼付した返信用封筒を提出ください。

4 その他

申請の際には本人確認を行いますので運転免許証等をお持ちください。

郵送で申請をされる場合は、写しを添付してください。許可書送付時にお返しします。

場合によっては名古屋市長以外に許可申請していただくことがあります。不明点等がありましたら都市農業課までお問い合わせ下さい。